監査委員告示第６号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条の規定に基づく監査結果の公表について

令和８年６月１２日

木津川市監査委員　西井　　正
木津川市監査委員　倉　　克伊

定期監査結果について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定により、同条第１項及び第２項に規定する事務の監査を実施したので、同条第９項の規定により、下記のとおり公表します。

なお、本監査は木津川市監査基準に準拠して行ったことを申し添えます。

記

１　監査執行年月日　令和８年４月２４日（金）　午前１０時００分から

２　監査対象部局及び監査対象

市長直轄組織

会　計　課

（１）金融機関手数料の状況、支出額削減の方策について

（２）歳入歳出外現金の管理について

（３）適正帳票率調査結果と指導の状況について

議会事務局

（１）政務活動費の支出状況について

（２）サイドブックスの活用及び議会中継システムの概要について

（３）議会委員会研修について

（４）市議会基本条例第１６条「議員研修」の開催及び成果について

行政委員会事務局

【公平委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員】

（１）令和７年度各委員会への申出状況について

（２）令和７年度各委員会の研修受講状況について

３　監査方法

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した。

４　監査結果

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した結果、監査を行った範囲内においておおむね適正であると認められた。

なお、一部の事務について、次に示すように指摘を要する事例が見受けられた

ので、今後、適正な事務処理に留意されるよう意見を述べる。
また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、記述を省略した。

市長直轄組織

【会　計　課】

監査結果報告に添える意見として、金融機関への振込手数料について、多額の支払いが生じているため、手数料の削減に向けた方策や努力を継続して行っていただきたい。

また、依然として会計課に回付される伝票の確認不足による不備が発生している状況であり、会計事務に対する市の信頼を維持するためにも、今後も職員に対する指導等を徹底いただきたい。

議会事務局

監査結果報告に添える意見として、政務活動費は市民の注目度も高いことから、政務活動費の運用指針等に基づき、市民の理解を得られるよう、適正に運用いただきたい。

議会等のペーパーレス化やＩＣＴ化については、システム化による効果が最大限発揮できるよう、引き続き、取り組みを進めていただきたい。

行政委員会事務局

【公平委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員】

監査結果報告に添える意見として、事務局職員は、市全般に関わる知識が必要であることから、研修などに積極的に参加し、知識の研鑽に努められたい。

以　　上。